

平成21年12月14日

各位

会社名 株式会社ベストブライダル
(コード番号 2418 東証マザーズ)
代表者名 代表取締役社長 塚田正之
問合せ先 取締役人事総務部長
藤谷知治
(TEL 03-5464-0081)
(URL <http://www.bestbridal.co.jp>)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成21年12月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努め、コンプライアンス体制の維持、向上に努めるものとします。
- (2) 取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行について、相互に監視・監督するものとします。
- (3) 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査するものとします。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むとともに、関係機関と緊密な連携を取り合い、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備するものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し保存するものとします。
- (2) 必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人がこれらの文書等を閲覧できる体制を整備するものとします。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役直轄部署として内部監査室を設置し、適切なリスク管理を図ります。
- (2) 内部監査室は、定期的に業務監査を実施し、監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及び想定される損失の程度等について、直ちに代表取締役に報告するとともに関連する担当部署と迅速な連携を図り、可及的速やかに対処するものとします。
- (3) 内部監査室は、業務監査実施項目及び実施方法を定期的に検証し、監査実施項目に遺漏がないよう確認し、必要があれば速やかに監査方法を改訂します。

- (4) 内部監査室は、リスク管理に関連して、その存在意義を全社員に周知徹底し、損失の危機を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導します。
- (5) お客様からのご意見等を受けるために「お客様相談窓口」を設置し、当社をご利用いただきましたお客様方からのアンケート葉書により、ご意見を頂戴しております。お客様方からのご意見等は、経営に活かせるよう努めるものとし、苦情等につきましては、「お客様相談窓口」から関係部署に伝達し、迅速に相応の措置を講じております。なお、苦情等に重要な内容を含む場合は、必要に応じて、代表取締役及び監査役に報告するものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行を迅速且つ効率的に行うために、取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、審議・決定を行なっております。
- (2) 経営会議を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び経営会議規程に従い、主に取締役会で決議される事項の審議を行っております。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ経営の一体化を醸成するとともに、関係会社管理規程に従い、各子会社に対し透明性のある適切な経営管理に努めます。
- (2) 内部監査室は、各子会社と連携を図り、損失の危機のある業務執行又は法令遵守に反する可能性を把握した場合には、直ちにその内容・程度・影響等について取締役会及び担当関連部署に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、適切な人材を配置するものとし、配置に当たっては事前に監査役会と意見交換を行い、その意見を十分考慮して検討します。
- (2) 監査役は、取締役の職務を補助すべき使用人は、当社の職務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で業務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとします。なお、その使用人の任命・異動については、事前に監査役会の同意を必要とします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対し法定の事項に加え、当社及びグループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとします。
- (2) 監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議の他重要な会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができます。
- (3) 監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について、代表取締役と定期的に意見交換を実施します。
- (4) 監査役は、会計監査人から定期的に監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報の交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとします。
- (5) 監査役は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、必要に応じて内部監査室と会合を持ち、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとします。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

以 上